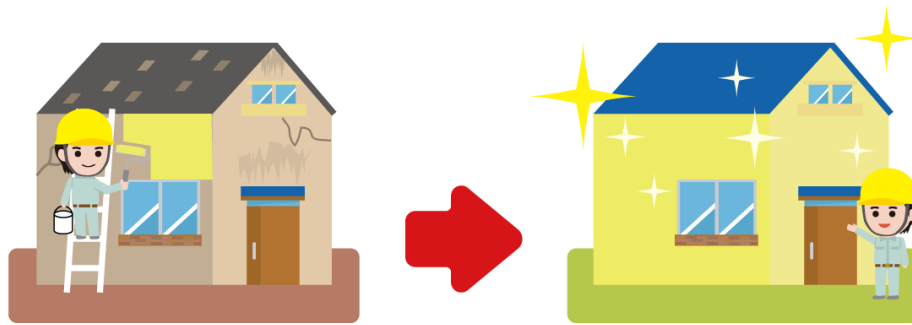


# 外装改修



住宅

リフォーム

**事前相談の結果、建築年の古い順に  
150件までの住宅が対象となります。**

## 1. 補助対象となる住宅

60歳以上の者が居住していて、築25年以上経過している戸建ての住宅(店舗等併用住宅を含む。)が対象です。

※令和5年3月31日時点で60歳以上の者を対象とします。

※建築年が平成9年以前の住宅を対象とします。

## 2. 補助対象となる者

○改修しようとする住宅の所有者または所有者の配偶者、若しくは親子関係にある者で、かつ、そこに居住している者

○居住している世帯員の中に、令和3年の所得金額において500万円以上の者がいない世帯であること

※法人は申請できません。

### 3. 補助金額

補助金額は以下のように計算します。(1,000円未満は切り捨てます。)

基本額				
10万	=	補助金額 <u>(ただし、対象工事費の 1/3 以内とする)</u>		

改修費24万の場合	改修費100万の場合
補助金額	補助金額
8万(工事費の 1/3)	10万(上限)

## 注意事項

- ※対象となる工事は、屋根（ふき材料及び防水材）、外壁、雨樋等の外部に面している部分の改修に限ります。
- ※外壁塗装及びテラス、ベランダ、バルコニーの改修を含みます。
- ※1人1回1棟までの申請です。
- ※申請前に着工した場合は、対象外です。
- ※申請者は個人に限ります。法人は申請できません。
- ※工事内容が分かる見積書を提出してください。工事内容が不明な場合は申請できません。
- ※工事業者は前橋市内に本店、支店、営業所がある業者です。
- ※申請者が業者と契約しないで自ら工事を施工する場合は対象外です。
- ※国または本市等の他の補助事業と重複出来ません。両方に申請する場合は、本事業に対する申請と国または本市等の他の補助事業に対する申請において、重複していないことが明確でない限り、補助申請できません
- ※審査の過程で前橋市空き家対策補助の対象事業に適合しないと判断された場合は、補助対象となりません。

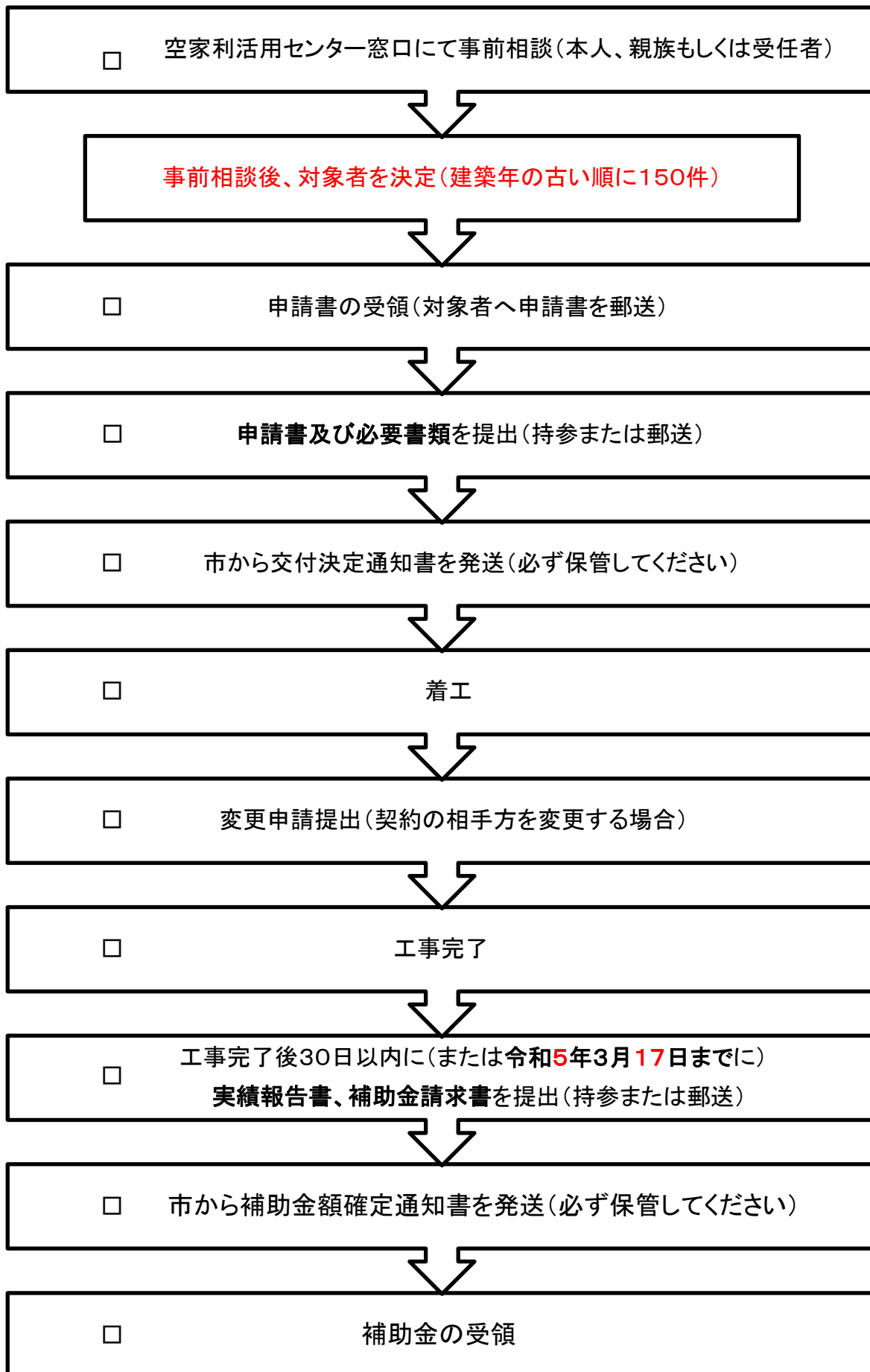
## 交付金額の算定について

- ※対象工事費は工事見積書の内容から算定します。以下は対象工事費から除きます。
  - ・設計費、調査費、各種申請手数料
  - ・開口部や玄関等の交換費用(扉、戸、窓ガラス、サッシ等)
  - ・窓枠、玄関、雨戸、戸袋、格子等の塗装
  - ・内装部分の改修費用
  - ・給排水等の設備に関する改修費用
  - ・物置、カーポート、自転車置き場等の附属の構築物の改修費
  - ・その他審査の過程で適当でないと判断された費用
- ※消費税を抜いた金額で計算します。
- ※併用住宅の場合は、面積按分で算定します。
- ※補助金額は見積書の金額で決定します。申請後の増額変更は認めません。

令和4年度 空き家対策補助事業 の手続きフロー

(必ずこの順番で手続きを進めてください)

完了チェック



申請書記入事項

令和4年 月 日

(宛先)前橋市長

申請者	住所	現住所を記入する
	氏名	申請者氏名を記入する
	電話	

補助金交付申請書

前橋市空家  
なお、必要に

**着工前に提出すること。**

します。

1 住宅改修等工事の概要

住宅概要	所有者	氏名 納税通知書に記載された所有者氏名を記入する (共有名義の場合は、すべての氏名)
	所在地	前橋市 納税通知書に記載された所在地を記入
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(延べ床面積 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">住宅の用途にチェック</span> m <sup>2</sup> ) (うち住宅部分 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">住宅の用途にチェック</span> m <sup>2</sup> )
工事期間(予定)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
施工業者(予定)	所在地 名称	<b>手書きでも可</b>

【裏面につづく】

## 2 補助対象者の確認

確認事項	<p><input type="checkbox"/> 申請の工事内容については国または本市等の他の補助事業に該当しない。 ← 内容を確認してチェックを入れる</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者及び改修しようとする住宅は、これまでに前橋市空き家対策支援事業（外装改修事業）の補助を受けていない。</p>
------	---

## 3 添付書類

提出書類	<p><input type="checkbox"/> 1. 住民票の写し（申請者本人と同居している家族全員の氏名が分かるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 2. <u>申請者宛て</u>の工事見積書の写し（工事内容と費用の内訳が分かるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 前橋市内の事業者であることが分かるもの （見積書に記載の住所が前橋市でない場合） ※ホームページ、会社案内、履歴事項全部証明書等</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 納税通知書の課税明細書（家屋）の写し、または評価証明書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 完納証明書等の写し（申請者に市税の未納が無いことが分かるもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 見積書に記載の工事箇所の写真（施工前） ※家全体及び改修する箇所の鮮明な写真を添付して下さい。</p>
------	---

※申請前に着工した場合は、補助金を交付することができません。

## 申請書に添付する書類の説明

### ①住民票の写し（申請者及び居住する者の住所が分かるもの）

※居住している全員分のものを提出してください。

### ②工事見積書の写し

※宛名は申請者の氏名にしてください。

※代表者印の押印または担当者名と連絡先を記載してください。

※工事内容と費用の内訳が分かるものを提出してください。

### ③固定資産税納税通知書の課税明細書（家屋）の写し、または評価証明書の写し

※最新のを提出してください。

### ④完納証明書の写し（申請者に市町村税の未納が無いことが分かるもの）

※前橋市役所2階33税証明窓口、支所、サービスセンターで取得してください。

### ⑤工事場所の写真

※家全体及び改修箇所の鮮明な写真を提出してください。

令和 ~~年~~ ~~月~~ 日

(宛先)前橋市長

申請者	住所	現住所を記入する
	氏名	申請者の氏名を記入する
	電話	

実績報告書

令和 ~~年~~ ~~月~~ 日付け前橋市指令(建住)第 ~~号~~ により補助金の交付決定のあった前橋市空き家等対策

1 工事の概

**提出期限 令和5年3月17日(必着)**

住宅概要	所有者	氏名 申請書と同じ内容を記入する
	所在地	前橋市 申請書と同じ内容を記入する
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (延べ床面積 <del>m<sup>2</sup></del> ) (うち住宅部分 <del>m<sup>2</sup></del> )
工事期間	令和 <del>年</del> <del>月</del> 日 から 令和 <del>年</del> <del>月</del> 日 まで	
施工業者	所在地	手書きでも可
	名称	

×欄は記入しないでください

【裏面につづく】



## 2 添付書類(裏面)

提出書類	<p><input type="checkbox"/>1. 工事領収書の写し、または振込受付書等の写し ※申請者が施工業者へ支払ったことが分かるもの</p> <p><input type="checkbox"/>2. 工事完了箇所の写真(施工後)</p> <p><input type="checkbox"/>3. 補助金交付請求書(様式第8号)</p> <p><input type="checkbox"/>4. 通帳の表紙の裏の写し(支店名、口座番号、口座名義(フリガナ)等がわかるようにお願いします。)</p>
------	--

## 実績報告書に添付する書類の説明

### ①工事領収書の写し

※申請者が支払ったことが分かるものを提出してください。

※申請者以外に支払った者がいる場合は、申請者以外の支払額を除いた額を対象工事費として補助金を計算しなおします。

### ②工事完了箇所の写真

※家全体及び改修箇所の写真と外観の鮮明な写真を提出してください

### ③補助金の交付請求書

※補助金の振込口座を記入してください。

※申請者以外の名義の口座には振り込めません。

### ④通帳の表紙の裏の写し

※振込先の支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）等がわかるものを提出してください。